宝達志水町産地づくり事業補助金交付要綱

　(趣旨)

第１条　この告示は、町の特産品目の産地を将来に残すため、産地づくり事業を実施する場合において、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

　(補助金の目的)

第２条　宝達志水町産地づくり事業補助金（以下「補助金」という。）は、就農時及び就農後の負担を軽減することで、町独自の希望の持てる農業を目指し、町内における地域振興作物の耕作面積の拡大を図ることを目的とする。

　(補助対象者)

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で事業を実施するものとし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　はくい農業協同組合に属する部会又は生産組合（町内に住所を有する農業者が属するものに限る。）

(2)　認定農業者、認定新規就農者又は集落営農事業者

(3)　その他町長が認めた団体（農業者で構成された町内の団体に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、町税及び公共料金の滞納があるものについては、補助対象者としない。

　(補助対象事業)

第４条　補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が町の農産物のブランド化に取り組む事業で別表第１に掲げるもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

２　補助金の交付対象となる作物は、別表第２に掲げる作物とする。

　(補助金の額等)

第５条　補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、一の補助対象者につき、生産施設整備及び農業機械導入についてそれぞれ１回を限度とする。ただし、はくい農業協同組合に属する部会又は生産組合が申請する場合は、この限りではない。

　(交付申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　宝達志水町産地づくり事業提案書（様式第１号）

(2)　町税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第２号）

　(実績報告)

第７条　補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、規則第12条に規定する補助事業実績報告書及び宝達志水町産地づくり事業実績報告書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　補助対象者は、本事業の実施年度の翌年度の３月３１日までに、当該年度における宝達志水町産地づくり実績報告書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

(施行期日)

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(この告示の失効)

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第１（第４条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 補助金の額 |
| 生産施設整備 | 園芸ハウスの新設及び附帯設備 | 補助対象経費の2/3以内で、上限200万円 |
| 園芸ハウスの張り替え費用 | 補助対象経費の2/3以内で、上限100万円 |
| 農業機械導入 | 農業機械の導入及び修繕費 | 補助対象経費の2/3以内で、上限100万円、下限10万円 |
| スマート農業に係る農業機械の導入費用 | 補助対象経費の3/4以内で、上限225万円 |

備考　水稲栽培に活用できるもの、農業以外への汎用性のあるものは対象外と

　　する。

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象作物 | 事業内容 |
| 野菜 | かぶ、かぼちゃ、チンゲンサイ、トマト・ミニトマト、なす、ねぎ、ブロッコリー |
| 果樹 | いちじく、柿、すもも、ぶどう |
| その他作物 | はと麦、花き・花木 |